

令和8年1月16日

事業主各位

京都労働局・管下労働基準監督署

建設業向け 化学物質による健康障害防止に係る説明会について

平素は労働行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、産業の分野では数多くの化学物質が使用されていますが、橋梁維持修繕工事で使用される剥離剤のばく露（有機溶剤・特定化学物質等による中毒）等をはじめ、建設業においても化学物質による健康障害が全国で少なからず発生しており、厚生労働省は化学物質に対する規制を順次見直しているところです。

また、令和5年4月1日より、順次、一定の化学物質を取り扱う事業場に対して、リスクアセスメントの結果に基づくばく露低減措置の実施や、化学物質管理者の選任等が義務化される等、化学物質の自律的管理が求められています。

さらに、厚生労働省は、経済産業省、環境省等の関係行政機関、災害防止団体等安全衛生関係団体、労働団体や事業者団体等の幅広い協力を得て、令和8年2月1日から同月28日まで、**第2回 化学物質管理強調月間**を展開することにより、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることとしました。

つきましては、今般、建設業の事業者向けに、丹後労働基準監督署、福知山労働基準監督署、舞鶴労働基準監督署、園部労働基準監督署の共催により、建設業労働災害防止協会の専門家を講師に迎え、標記の説明会を開催することとなりましたので、是非ともご参加いただきますようご案内申し上げます。ご多忙中誠に恐縮ですが、事業主、担当者等のご参加をお願いいたしましたくご案内申し上げます。

ご参加にあたりましては「労働局(労働基準関係)・労働基準監督署説明会等受付サイト」(裏面のURL・二次元コード)にて、令和8年1月30日(金)までに申込をいただきますようお願い申し上げます。

記

1 日 時 令和8年2月12日(木) 午後2時00分～3時45分

2 会 場 舞鶴21(舞鶴市字喜多1105-1) 2階第2会議室・第3会議室
遠隔地の方向けにオンラインでも開催します(先着100名、Zoomアプリ)
会場参加(先着50名)は上記4監督署管内(亀岡市以北)の建設事業者の方に限ります。

- 3 内 容 建設業における化学物質のばく露対策について
- 4 申込先 裏面の URL・コードで本説明会のページに直接アクセスできます。
「労働局(労働基準関係)・労働基準監督署説明会等受付サイト」の
トップページから本説明会を選択しても申込可能です。
申込フォームには郵便番号もご記入願います。
- (オンライン参加用受付サイト 京都府内の建設事業者向け、府内の建設現場を施工(予定)している事業者も対象です。)
<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/briefings/NTA2MA==>
- (会場参加用受付サイト 亀岡市以北の建設事業者限定、同地域の建設現場を施工(予定)している事業者も対象です。)
<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/briefings/NTA2MQ==>

(オンライン参加用受付二次元コード) (会場参加用受付二次元コード)



オンライン参加用受付サイトを閲覧いただくにはパスワードを入力していただく必要がございますので、
「**maizuru21**」とご入力お願いいたします。

お問合せ先 (平日 8:30~17:15)
《受付サイトの不明点・電話での代理登録など》
受付サイト運営センター TEL: 03-6388-5686
《説明会の内容など》
京都労働局労働基準部健康安全課
担当: 山田 英輔 TEL: 075-241-3216
舞鶴労働基準監督署
監督・安衛課 TEL: 0773-75-0680